

## 第 5 5 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

### 足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 1 9 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 2 0 条の 2 第 1 項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

第 2 3 条第 1 項ただし書中「及び第 2 4 条の 3 第 1 項」を「並びに第 2 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 4 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申

告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規

定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

付則第 3 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

付則第 3 条の 5 の前の見出し及び同条を削る。

付則第 3 条の 5 の 2 に見出しとして「(個人の区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に、「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同条を付則第 3 条の 5 とする。

付則第 3 条の 6 中「あつて」を「あつて」に、「又は付則第 1 4 条第 1 項」を「、付則第 1 3 条の 3 第 1 項又は付則第 1 4 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を削る。

付則第4条の3中「あつた」を「あった」に、「なかつた」を「なかつた」に改め、「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第7条第3項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改める。

付則第9条第3項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改める。

付則第10条第3項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改める。

付則第11条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に、「なかつた」を「なかった」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第12条第5項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改める。

付則第13条第2項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、付則第3条の5第1項、付

則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改める。

付則第13条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の区民税の課税の特例)

第13条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1

項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条第2項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改める。

第14条の2第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6」を「及び第3条の5第1項」に、「、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」を「及び第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」

に改める。

付則第14条の3第2項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6」を「及び第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」を「及び第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改め、同条第5項第2号中「第18条の2、第19条、第20条」を「第18条の2から第20条まで」に、「、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6」を「及び第3条の5第1項」に、「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第19条第1項前段」に、「、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」を「及び第3条の5第1項」に、「同条第2項及び付則第3条の6」を「同条第2項」に改め、同条第6項中「あつて」を「あつて」に、「なつた」を「なつた」に改める。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条第1項ただし書、第24条の2及び第24条の3の改正規定並びに付則第3条の改正規定及び付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第19条第2項の改正規定並びに附則第3条の6の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」

に改める部分に限る。)、付則第4条の3の改正規定及び付則第11条の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 付則第3条の6の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第13条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 規則で定める日

(区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」という。)第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の足立区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定

する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例付則第3条の6の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例付則第13条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の区民税について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴うもののほか、規定を整備する必要がある  
ので、この条例案を提出いたします。